

VI. 入学手続

※英語版は、268ページからです。As for English version, see page 268.

所定の期限までに学生納付金を納入してください。詳細は、合格通知書に同封される入学手続書類で必ず確認してください。期限までに学生納付金を納入できなかった場合には、入学を許可しません。

学生納付金の納入

日本国内居住者

本学所定の振込依頼書を用い、金融機関の窓口から「電信扱」で振り込んでください。納入金額と納入方法等詳細は入学手続書類でお知らせいたします。入金が完了したことが確認でき次第、「入学許可書」を発行します。

	納入期間	納入金額
2027年春（4月）入学者	2027年2月4日（木）～2027年3月11日（木）	入学手続時納入必要額の全額
2027年秋（9月）入学者	2027年8月9日（月）～2027年8月25日（水）	

日本国外居住者

オンライン送金または金融機関の窓口から送金してください。納入金額と納入方法等詳細は入学手続書類でお知らせいたします。

	納入期間	納入金額
2027年春（4月）入学者	2026年12月14日（月）までに納入してください。 ※文化情報学研究科春期入試特別学生合格者および脳科学研究科合格者は、2027年1月26日（火）までに納入してください。	入学手続時納入必要額の全額
2027年秋（9月）入学者	2027年4月1日（木）～2027年6月15日（火）	

本学では、日本国外に居住している合格者のために、留学ビザ取得のために必要な在留資格認定証明書の代理申請を行っています。代理申請を希望する場合は、以下の手順で手続をしてください。詳細は入学手続書類でお知らせします。

- ①上記の期限までに入学手続時納入必要額の全額を納入してください。
- ②「在留資格認定証明書」の代理申請必要書類（申請者情報ならびに日本留学に必要な経費支弁に関する証明書等）を下記の期日までに留学生課へ送付してください。

	提出期限
2027年春（4月）入学者	2026年12月14日（月） ※文化情報学研究科春期入試特別学生合格者および脳科学研究科合格者は2027年1月26日（火）
2027年秋（9月）入学者	2027年6月15日（火）

- ③①および②の手続完了が確認できた者から順に、法務省に「在留資格認定証明書」の交付を本学が代理申請します。
- ④「在留資格認定証明書」が交付されましたら、「入学許可書」とともに送付しますので、居住する国にある日本大使館あるいは総領事館に持参し、留学ビザ発給を申請してください。
- ⑤日本に入国する際は、必ず留学ビザを取得のうえ、在留資格（留学）で入国してください。留学ビザを取得しなかった場合、帰国して留学ビザを取得しなおす必要があります。

在留資格認定証明書（Certificate of Eligibility: COE）の取得のために必要な 申請書類について

内容は変更になる場合があります。詳細は合格通知書に同封される入学手続書類で必ず確認してください。

<提出書類>

1. 申請者本人のパスポートのコピー
 2. 申請者本人の顔写真
 3. 日本滞在に必要な1年分の経費（学費および生活費）を支弁できることを証明する書類
- 下記①～③から該当する支弁方法を選び、必要書類を提出してください。

①本人が経費を支弁する場合

- 本人名義の預金残高証明書（1年間の学費＋生活費月額100,000円×12ヶ月分以上の残高があるもので、日本に送金可能な銀行および通貨のもの）
- ※奨学金を活用する場合は、奨学金受給決定通知書や契約書（受給金額、受給予定期間、支給機関が明記されたもの）等の写しを提出してください。

②本人の親族等が経費を支弁する場合

- 経費支弁書
- 経費支弁者名義の預金残高証明書（1年間の学費＋生活費月額100,000円×12ヶ月分以上の残高があるもので、日本に送金可能な銀行および通貨のもの）
- 経費支弁者の総所得金額の記載のある書類（源泉徴収票、確定申告書控（写）、住民税の課税証明書、所得税の納税証明書のうちのいずれかひとつ）
- 経費支弁者の身分証明書（パスポート等）のコピー

③日本在住者が経費を支弁する場合

- 経費支弁書
- 経費支弁者の総所得金額の記載のある書類（源泉徴収票、確定申告書控（写）、住民税の課税証明書、所得税の納税証明書のうちのいずれかひとつ）
- 経費支弁者の住民票

※経費支弁者が複数いる場合は経費支弁者全員分の必要書類を記入・提出してください。

※日本語または英語以外で作成された書類の場合は、日本語または英語訳を添付してください。

※経費支弁に関する証明書に関して、不明な点がある場合は、留学生課国際入学係（今出川校地）に問い合わせてください。

注意事項

いったん納入された登録料または入学金はいかなる事情があっても返還いたしません。

入学手続を完了した後、下記の期日までに所定の方法により入学手続を取り消す場合に限り、学生納付金から入学金を差し引いた金額を返還します。詳細は入学手続書類で確認してください。

なお、9月20日は祝日のため、締切日直前に郵送する場合は、消印が9月20日までとなるか郵便局で確認してください。

	入学手続取消締切日
2027年春（4月）入学者	2027年3月31日（水）（消印有効）
2027年秋（9月）入学者	2027年9月20日（月）（消印有効）